平成２８年（再イ）第１９２号

横浜市港北区新吉田東８丁目37番29―603号

再生債務者　須齋　佑太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２４号

金沢市東山２丁目14番42号　グレイス東山402号（従前の住所）金沢市笠市町13番21号

再生債務者　吉田　尚晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第２６号

金沢市柳橋町甲25番地２

再生債務者　村上　宏一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日　　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１４号

和歌山県岩出市中島1197番地の36

再生債務者　森　　英雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月１日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（再イ）第７号

鳥取県米子市夜見町2099番地１

再生債務者　西山　　太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年10月31日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（再イ）第１５５号

札幌市東区北31条東３丁目２番１号　ＳＫコーポ第３―202号

再生債務者　本田　浩貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第１５号

北海道苫小牧市柏木町６丁目５番38号

再生債務者　野中　理恵

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（再イ）第３１号

千葉県四街道市中央４番地１（プラーサ・ヴェール220号）

再生債務者　保科　早苗

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第４０号

愛知県岡崎市赤渋町字西河原30番地２

再生債務者　大滝　宏延

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日

名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第１０号

島根県安来市広瀬町布部614番地

再生債務者　加藤　孔一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成28年11月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年11月２日　　松江地方裁判所民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第16号

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項の規定による仮換地指定通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成28年11月15日

さいたま都市計画事業

大宮西部特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

埼玉地域担当推進役　茂木　貴志

記

1　氏名及び住所

氏名　日下郷四郎

住所　不明

氏名　石川弥三郎

住所　不明

氏名　日下　秋蔵

住所　埼玉県北足立郡指扇村大字指扇2654番地

氏名　宮崎岡次郎

住所　不明

氏名　髙野金太郎

住所　不明

氏名　増田登之助

住所　不明

氏名　伊藤　紋蔵

住所　不明

2　通知の内容

文書番号　し業044―14

大西発指定75―９―１

通知日　平成28年11月１日

従前の宅地

大字名及び字名　指扇木

地番　3934　地目　墓地

登記簿地積　2,631㎡

基準地積　2,794.94㎡

仮換地

街区番号　161街区　画地番号　１画地

地積　2,596㎡

仮換地の指定の効力発生の日

平成28年12月５日

仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。

注意

1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

2　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上